

宮城県高等看護学校における自己評価に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県高等看護学校（以下「本校」という。）が、本校の教育理念・教育目的を実現するために、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第189条で準用する第66条及び第67条の規定に基づいて行なう教育活動等の評価（以下「自己評価」という。）について必要な事項を定める。

(自己評価検討委員会の設置)

第2条 自己評価を円滑に実施するため、自己評価検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

1 委員会の構成

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 事務長
- (4) 教務主任
- (5) その他校長が必要と認めた者（本校関係者以外の者を含む。）

2 委員会の職務

- (1) 自己評価の企画立案，分析及び進行管理を行う。
- (2) 継続した自己評価を実施し，その結果を職員会議に報告する。

3 委員会の開催

- (1) 委員長は，校長をもってあて，委員会は委員長が必要と認めるときに開催する。

4 部会の設置

- (1) 委員会の下に，必要に応じて部会を設置する。

(自己評価の種類と内容)

第3条 自己評価は，「授業評価」及び「学校運営評価」とする。

1 授業評価

教育方法と内容を評価する。

- (1) 学生による授業評価
- (2) 教員による授業評価

2 学校運営評価

教育機関としての機能を包括的に評価する。

- (1) 教育課程・教育活動
- (2) 入学・卒業対策
- (3) 学生生活への支援
- (4) 教職員の育成
- (5) 広報
- (6) 地域との連携
- (7) その他校長が必要と認める事項

(評価者)

第4条 評価は次の者が行う。

- (1) 教職員
- (2) 学生
- (3) その他校長が必要と認めた者(第三者機関を含む。)

(公表)

第5条 自己評価を公表する。

(その他)

第6条 実施に際して必要な実施細目は、校長が定める。

附則

- 1 この要項は、平成20年2月1日から施行する。

附則

- 1 この要項は、令和元年7月1日から施行する。